

羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則（平成 26 年羽曳野市規則第 35 号）＜抜粋＞

（男女共同参画推進審議会の職務）

第 11 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

- （1） 羽曳野市男女共同参画推進プランの策定、変更及び進捗管理に関すること。
- （2） 意見等の申し出に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進等に関すること。

（組織）

第 12 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないようにしなければならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係機関又は団体の構成員
- （3） 市民
- （4） 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 前項第 3 号に規定する委員は、公募により選任するものとし、その公募及び選任に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 14 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長

がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせ、若しくは説明させること又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 15 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査又は審議の状況若しくはその結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会の運営については、第 13 条第 3 項及び第 4 項並びに前条の規定を準用する。

(守秘義務)

第 16 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第 17 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

(運営)

第 18 条 審議会の運営は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。